

社会福祉法人を設立する際のポイント

1 概要

社会福祉法人を設立するには、所轄庁である古河市の認可が必要となります。古河市からの設立認可後、法務局において設立登記を行って正式な社会福祉法人の設立となります。

2 法人設立の認可申請

認可事務にあたっては、多くの調整事項や申請等に関する書類を準備する必要があります。そのため、余裕を持ったスケジュールを立てるようにしてください。また、事前に古河市福祉総務課に相談をしてください。

3 スケジュールを立てる際のポイント

(1) 事業の開始日を設定し、逆算して計画を立ててください。

(2) 調整しなければならない事項のポイント

社会福祉法人として認可を受けるためには、社会福祉法に定める社会福祉事業を実施することが確実であることが要件となります。

社会福祉事業を実施するために必要な関係法令について、所管課と協議していただくことが必要となります。

(例) 事業認可の協議（市・県）及び申請、農地転用等がある場合は関係法令等の協議及び申請、補助金の確認、資金借入金の調整、建築確認、法人設立に関する協議（事前協議書提出を含む）、法人設立認可申請書の提出等

(3) 他の法人から事業譲渡を受ける場合は、資産の引き継ぎや職員の引き継ぎ等に影響を及ぼすため、事業譲渡日から逆算して全体の計画を立てるようにしてください。

4 法人設立申請までの準備

(1) 詳細については、「社会福祉法人の設立について」を参照してください。

(2) 採用職員への説明と同意

採用する職員に対して、雇用条件（給与、退職金、勤務体制等）を細かく説明して同意を得る必要があります。その際には、就業規則や給与規定等も提示する必要があります。

(3) 地域や行政自治会等への説明

地域住民に対して説明会を開催し、実施する社会福祉事業の説明と社会福祉法人設立に関する理解を得ておくようにしてください。

地域や行政自治会から事業について反対されている場合は、事業の許可や社会福祉法人設立の認可もできない可能性があります。